

辺野古代執行訴訟で公正・中立な立場で実質審理を求める要請書

沖縄県は2021年11月25日に、沖縄防衛局が申請した設計変更申請を不承認にしました。県が不承認にしたのは、沖縄防衛局が水面下90mに達する軟弱地盤について水面下70mまで工事すれば安定性が保てるとして残りの20mの未改良層の性状を確認するための力学的試験を行っていないこと、そのために公有水面埋立法第4条第1項第2号の定める災害防止に十分配慮された検討が行われていないと判断したからです。さらにこの工事が普天間飛行場の危険性の早期除去につながる長期の難工事となるため、公有水面埋立法第4条第1項第1号の定める「国土利用上適正かつ合理的なること」の要件に適合しないと判断したからです。沖縄県の不承認の決定は公有水面埋立法に基づき厳正に審査されており、法的に正当なものであり何ら違法性はありません。

福岡高裁那覇支部は代執行の3つの要件のうち、県が公有水面埋立法に違反しているかどうかの判断については、貴裁判所の2023年9月4日の判決に依拠しました。同判決は「県は行政不服審査法の判決に従うことを命ずる」「国土交通相の是正の指示は適法である」とするものです。ところが福岡高裁那覇支部は、県の不承認が公有水面埋立法に違反しているかどうかについては審理を行いませんでした。従って沖縄県の公有水面埋立法違反が確定したわけではありません。

代執行は政府が問題の解決に向けて話し合い等のあらゆる手段を尽くし、万策つきた場合のみ許されるものです。沖縄県知事はこれまで何十回と話し合いによる解決を求めてきました。しかし福岡高裁の判決は「対話は代執行以外に考慮する必要はない」として代執行ありきとするものです。

同判決は、沖縄県の不承認によって工事が遅延することの不利益のみを考慮しています。しかし長期の難工事であり、普天間基地が存続し続けることにより、普天間基地周辺の住民の生命身体を守る公益を侵害するものです。さらに県民投票をはじめとした県民の民意を踏みにじることは、住民自治、団体自治に反する公益の侵害として考慮すべきです。

今回の代執行は現行地方自治法による全国初の事例であり、憲法の基本原則である地方自治を破壊する重大な問題です。このままでは国と地方自治体の関係が「対等・協力」の関係から「上下・主従の関係」に逆戻りします。

沖縄県は昨年12月27日に、福岡高裁那覇支部の辺野古代執行の判決を不服として貴裁判所に上告受理申立を行いました。

私たちは、貴裁判所が政府に追認するのではなく憲法の番人としての矜持を持ち、沖縄県の上告受理申立に対して公正・中立な立場で、代執行の各要件の充足性について憲法で保障されている地方自治の観点から厳格な審査を行うことを強く要請します。

【要請事項】

法の番人として公正・中立な立場で代執行の各要件充足性について厳格な審査を行うこと

2024年 月 日

(団体名)

(住所)